

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第12号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「経営・防災担当部長」を「経営政策担当部長，財務・防災担当部長」に改め，
第4条第2項中「経営・防災担当部長」を「経営政策担当部長」に改める。

別表第1担当部長，経営ビジョン策定担当部長及び経営・防災担当部長の項中「及び経営・防災担当部長」を「，経営政策担当部長及び財務・防災担当部長」に改める。

課長（配水管理課長，給水工事課長及び鳥羽水環境保全センターの課長を除く。），業務管理担当課長，所長（水質管理センター所長，水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。）及び場長の項中第12号及び別表第2鳥羽水環境保全センター所長の項中第12号を次のように改める。

（12） 1件100，000円以下の別に定める物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。

別表第2経営・防災担当部長の項中「経営・防災担当部長」を「経営政策担当部長」に改め，配水管理課長の項中第9号及び給水工事課長の項中第9号を次のように改める。

（9） 1件100，000円以下の別に定める物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。

別表第2鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長の項中第10号を次のように改める。

（10） 1件100，000円以下の別に定める物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。

附 則

（施行期日）

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

（上下水道局総務部職員課）